

## 信託を活用しての障害者地域生活の支援について

社会福祉士個人事務所 みらい21かなる 山崎 眞弓

今、新しい後見支援信託制度が最高裁から提示され、この4月には実施予定、諸事情で延期と  
きいている、この制度についての私の見解は当ブログの11・03・05 後見制度支援信託の不思議  
、同03・04 後見制度支援信託の通りである。

ところで、この国際会議の後（記憶が曖昧になっているが）、オランダとベルギーの国境近く  
の、公共住宅が林立する地域にある、信託制度を活用して障害者の在宅生活を見守っている機関  
を訪問した。この地域は移民が多く居住する、日本の生活保護に相当する制度の受給者も多く住  
む地域と聞いたと思う。ここで国際会議に参加した人達と共に、この機関の活動の概要を聞いた。

この機関は大変余裕がある様子が見てとれた。施設も広く天井も高かったし、お土産に当地の  
きれいなお菓子をみんなが頂いたと思う。報告は、多分英語だったが、パンフレットはオランダ  
語だった。その英語があまり良く聞き取れず、質問も時間があまり残っていなかったので、漠た  
る印象となっているが、その時、印象に残った事を下記に列記して、お伝えしたい。

### 信託を活用して、障害者の生活支援する機関について

—この機関の活動はうまく言っていると言う自信が感じられた—

1. 財政的な詳細は聞き取れず、パンフも読み込めなかった。しかしながら東洋からの来客  
である我々に対して、丁寧な余裕のある対応だった。
2. 個々の支援活動は、信託契約に基づき、移動可能なクライアントの側が、生活問題が発  
生すると、この機関の相談窓口を訪れる形式であった。アウトリーチでは無く、原則は  
クライアントが訪問する。（アウトリーチもあるといていた。）
3. この相談窓口は、お金が必要となる問題に限らず、身上監護部分でも相談に乗っている。  
（質問して確かめた。）当事者は窓口で相談を受けて解決方法を考えるとしていた。
4. 担当者が決まっているが、不在の場合もあるので、原則的には窓口のその日の担当者  
とクライアントが話し合う。（財産の収支関係を機関全体で共有して、窓口の担当者に公開  
し共有しているから可能なシステムだと思われる。支援者個人による被支援者の財産へ  
の侵害は、起こりにくいのではないかと私は感じた。）
5. お金の必要性を相談員に当事者が話して、了解が得られれば、その場で当事者にお金が  
渡される。

私は移動できるレベルの当事者ならば、この信託契約で、財産管理、身上監護の両面をカバーで  
きるのではないかと思った。当事者は生活問題の解決のために、公共のバス、電車に乗りこみ、  
色々説明する言葉を考えて、意欲をもってこの機関を訪れる事が出来ていると、想像された。

援助者と被援助者が一定の距離を持ち、財産の消費の動向は当事者と全ての職員が閲覧できる。  
当事者は自分の希望する生活プランを実現する為に、工夫し、意欲的に相談所を訪れ、その場で  
金銭を手に入れる事ができる。当事者の失敗等も後日明らかになるだろうから、オープンである。